

# 術前術後の表示の扱いについて

# 術前術後の表示の扱いに関するご意見と考え方

※前回検討会での委員の御発言に事務局の補足を加えまとめたもの

主なご意見	メリット	デメリット
<p>1. 「原則禁止」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>患者が表示を見て思い込みをしてしまう可能性がある</li><li>撮影段階でも都合よく修正や加工が可能である</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>加工などの虚偽誇大な術前術後の表示がなされ、患者が誤認するリスクを少なくできる。</li><li>患者が都合良く表示を解釈し、誤解を生じるリスクを抑制できる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>歯科領域の機能回復、乳房再建術の結果についてなど、一般の方の理解に向けた情報提供の妨げになるのではないか(※)</li><li>虚偽・誇大以外に罰則で規制するのは過剰ではないか。</li></ul>
<p>2. 「現行の規制を維持」(画像加工等の禁止など一定の条件をガイドラインに規定)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>患者の理解に資する情報である</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>患者が受ける医療の効果等について具体のイメージを把握できる(※)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ウェブサイトは新しい技術や工夫が出てくる可能性があり、網羅的に省令を定める必要がある。(※)</li><li>加工しているか否かの立証が困難(※)</li><li>撮影の段階で修正や加工できる技術がある(※)</li></ul>
<p>3. 「ネガティブケースを併記すれば容認」</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>治療のリスクなどについても患者が認識することができるため、必ず治るなどの誤認のリスクが抑えられる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>極端には死亡事例の記載も求められるため、患者の有益性の観点から、望ましくない(※)</li><li>訴訟の問題もあり、難しいのではないかと(※)</li></ul>
<p>4. 「診療内容に応じた規制」</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>患者の誤認による望まない受療を抑制しつつ、治療効果の具体的なイメージを把握できる。(※)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>表示を認める診療内容の線引きが困難である。</li></ul>

※前回いただいた御意見

## 術前術後の表示の扱いを考えるに当たっての留意点

- 正しい医療情報を提供し、患者等の適切な医療の選択を妨げない観点から術前術後の表示について評価すると、次の2つの側面があることに留意する必要があるのではないか。

### （術前術後の表示のポジティブな面）

- 術前術後の表示により、患者は、受ける医療の効果等について具体的なイメージを把握できる。

### （術前術後の表示のネガティブな面）

- 術前術後の表示については、個々の患者の状態等により当然にその結果は異なるものであるため、情報の真の有用性は限定的であり、患者の適切な医療の選択を阻害するおそれがある。
- 患者の適切な医療の選択を妨げるものとしては、加工・修正等を行った表示のほか、一部の症例を取りあげる術前術後の表示もあると考えられる。

# 術前術後の表示の扱いに関する規制案

- 前ページの留意点を踏まえると、以下の2つのいずれかが対応案として考えられるのではないか。

## 案1

誘引性があるものは原則として禁止する

(考え方)

- ・ より患者の安全を重視する観点から術前術後の表示に伴うデメリットを防止する。

(具体的対応)

- ・ 誘引性がある術前術後のもの※は原則として禁止する。(=虚偽・誇大に当たらない術前術後の写真等についても禁止される。)

※ 学会等が掲載する術前術後の写真については誘引性がないものとして禁止されない。

(参考): 案1と案2の禁止対象の整理図



## 案2

虚偽・誇大なものを禁止する

(考え方)

- ・ 術前術後の表示のメリットとデメリットを踏まえ、その調和を図る。

(具体的対応)

- ・ 加工や修正された画像等の表示については、患者の著しい誤認を招く可能性が高いため、虚偽誇大な表示として規制する。
- ・ また、一部の症例を取りあげる等の患者の適切な医療の選択を妨げる表示についても誇大な表示として規制する。

案1 誘引性があるもの

案2 虚偽・誇大なもの